

裏面白紙

宗

丙
三
五
八

宮報

立案 大正二年七月廿九日
決裁 大正 年 月 日

宗務總裁

宗務主事

記入済

大臣

次官

陸軍中将内藤正明 特旨叙任ノ件

八月一日
完結
九編五回
少年保存

同覽
二年八月一日

大正二 七 廿九
七 廿九

宮内省

(元)

767

三十一



陸軍中將内藤正明特旨

叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

大正二年七月二十八日

内閣總理大臣伯耆守本權兵衛

内

閣

1
68

内閣書記官長 陸軍 二五五番

下ノナニ

大正二年七月廿八日

内閣書記官長

内閣總理大臣

内閣書記官長

陸軍中將後四位勲二等功四級内藤正明、別
紙陸軍大臣奏請、適切積顯著ナル者ニ付
特旨叙任ノ件上奏相成可然哉

陸軍中將後四位勲二等功四級内藤正明

特旨ヲ以テ叙任ノ件被進

後四位勲二等功四級内藤正明

内閣

叙正四位

陸軍中將從四位勲二等功四級内藤正明

右舊長州藩士ニシテ夙ニ勤王ノ大義ヲ唱ヘ幕末騷擾ノ際能ク順逆ノ道ヲ辨ヘ元治慶應ノ頃同藩集義隊小隊長トシテ或ハ京地ニ佐幕黨ヲ籠ヒ或ハ藩土ニ邪論者ト戦ヒ東奔西走寧日ナク尊皇ノ正義ヲ國內ニ紹介シ遂ニ幕府ヲシテ大政奉還ノ機運ヲ醸成セシメ引續キ同志ト共ニ藩兵ヲ率ヒテ備後國福山城ヲ攻略シ長驅シテ大阪ニ進ミ更ニ奥羽征討軍ニ屬シ北進セシトセシカ大村益次郎ノ命ニ依リ歸順歩兵取締トナリ京師ノ守備ニ服スル等直接間接ニ維新ノ鴻業ニ貢獻スル所歟カラス次テ明治三

年陸軍ニ出身爾來前後三十有四年間小隊長、中隊長、大隊長、聯隊長、旅團長等ノ職ニ歷任シ終始一日ノ如ク軍務ニ精勵セリ就中明治十年役同二十七八年戰役同三十七八年戰役ニ於テハ各重要ノ職ニ在リテ戰場ニ馳驅シ其功績顯著ナル者ニ有之候處目下病患危篤到底回復ノ見込無之候間格別ノ御思召ヲ以テ位一級ヲ進メ正四位ニ叙セラレ度

謹テ奏ス

大正二年七月廿八日

陸軍大臣 楠瀬 幸彦



位第六三五號、五

特旨叙位上奏、件

大正二年七月二十八日

陸軍大臣楠瀬幸彦
内閣總理大臣伯爵山本權兵衛殿



一陸軍中將内藤正明特旨進位、件
右進達候也

陸軍

裏面白紙

丙 案 三 五 八 月 六 日

立安 大正二年七月廿八日
決裁 大正 年 月 日

宗秩寮 菅直

池田

賞筆書記官 池田

案

陸軍中將從四位勲二等功四級内藤正明
持旨ヲ以テ位一級被進
從四位勲二等功四級内藤正明
叙正四位

宮内省

右之通本日 宣下相成候條此旨及
傳達候位記並辭令ハ明日可及回送
候也

大正二年七月二十八日

宗秩寮總裁

陸軍大臣



大正二年七月二十八日 池田

272



裏面白紙

一 陸軍中將 陸軍少将 陸軍大佐 陸軍中佐 陸軍少佐 陸軍中尉 陸軍少尉 陸軍中士 陸軍少士 陸軍中卒 陸軍少卒 陸軍中兵 陸軍少兵 陸軍中伍 陸軍少伍 陸軍中士 陸軍少士 陸軍中卒 陸軍少卒 陸軍中兵 陸軍少兵 陸軍中伍 陸軍少伍

右位記並辭令及廻送候條交付方御取計有之度候也

大正二年七月廿日

宗秩寮總裁侯爵久我通久

陸軍大佐

宮内省

(五〇)

193